

## 特別支援教育情報コーナー

公布・施行されました！  
(平成23年8月5日)

### 障害者基本法の一部を改正する法律

#### 概要 [総則関係]

##### 1) 目的規定の見直し

- 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

##### 2) 障害者の定義の見直し

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。

##### 3) 地域社会における共生等

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

- 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

##### 4) 差別の禁止

- 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。
- 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

##### 5) 国際的協調

- 1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

##### 6) 国民の理解

- 国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施する。
- 国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

##### 7) 施策の基本方針

- 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施する。
- 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

#### 教育（法第16条関係）に関する部分

- 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善を図る等必要な施策を講じなければならないこととしたこと。
- 国及び地方公共団体は、(1)の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこととしたこと。
- 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないこととしたこと。
- 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならないこととしたこと。

(注)「障害」の表記は、法律の表現による

# ひろがるネット

広域特別支援連携協議会ニュース

第10号 平成23年9月発行

出雲教育事務所管内  
広域特別支援連携協議会事務局

島根県教育庁出雲教育事務所内  
〒693-8511 出雲市大津町1139  
電話0853-30-5682 FAX30-5686

平成23年度特別支援教育総合推進事業

第1回広域特別支援連携協議会開催

平成23年8月17日(水)午後 出雲合同庁舎

## 開会に当たって

所長 足立 隆志

広域特別支援連携協議会も7年目を迎えました。その間、毎年テーマを設定し、協議をしてきました。教育、医療、福祉、保護者、それぞれの立場の委員の皆様から貴重なご意見やご助言をいただき、この6年間で関係機関の連携や関係者同士のつながりが深まったり、各市町の体制が強化されたりしてきました。そのことによって管内の特別支援教育が随分充実してきています。

昨年度の第2回の協議会においては、新たな提案もありました。特別支援学校のセンター的機能をより効果的に活用して、中学校の特別支援学級の充実が図れないかという提案です。学校における特別支援教育の推進には、教員の資質の向上、校内体制の整備にあわせて、個別的教育支援計画や指導計画に妥当性をもたせることも重要です。しかし、管内の小中学校においては、経験の浅い教員が担任している割合が高く、学習指導や進路指導に当たって十分な指導や連携が取りきれていない現状があるのではないかという意見もありました。そういう経緯から、今年度、出雲教育事務所では、特別支援学校がそのセンター的機能を発揮し、中学校特別支援学級の充実を図るためのモデル事業を立ち上げ、実施しているところです。成果が

期待されます。また、この事業の対象校である中学校は、地域の特別支援教育推進の拠点校としての役割も期待しています。今後この取組は県内に広がっていくのではないかと思います。

さて、昨年度、島根県では「今後の特別支援教育の在り方に関する検討委員会」を設置しました。現在、その答申内容を反映させた基本計画(マスタープラン)を策定しているところです。この秋にはその内容が公表される予定です。このような県の動きも考慮して、協議会の今年度のテーマを「市町における今後の特別支援教育推進の在り方について」としました。

これまでの成果を踏まえつつ県の動きも視野に入れながら、現在の取組や支援体制がさらによりものになりますよう、限られた時間ではありますが、充実した協議会にさせていただくことをお願いして、開会に当たっての挨拶とします。

(広域特別支援連携協議会開会あいさつより)



今回のテーマは「市町における今後の特別支援教育の在り方」でした。本協議会が7年目を迎えるにあたり、事務局からこれまでのまとめや新規の取組についての報告等を行いました。その後、各市町から「今年度の重点」と「来年度以降重点課題ととらえていること」の発表があり、質疑応答、協議を行いました。

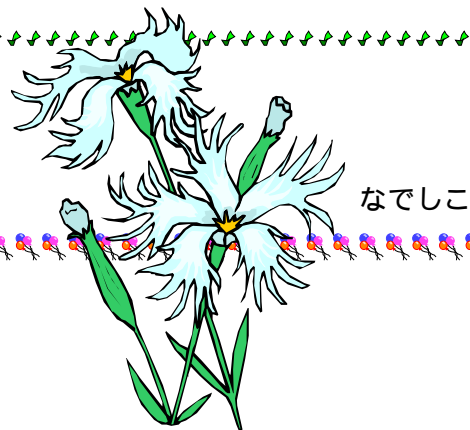
協議の中で、特に 理解啓発、支援員の活用、異校種間の連携が話題となりました。概要については、裏面に記載しています。

## 第1回広域特別支援連携協議会の協議内容から

### 理解啓発

特別支援教育や特別支援学校、特別支援学級についての理解啓発を一層進める必要がある。

高校進学を目前にして、特別支援学校高等部を進路選択するケースがあるが、十分な理解や納得が本人・保護者にできていないこともある。  
 子どもの学力等に不安をもちながらも、通常の高等学校進学を希望する保護者もいる。特別支援学級等の教育についての情報が不足していないか。支援員の在り方についても考える必要があるか。  
 特別支援学級在籍児童生徒の保護者に比べ、通常学級に在籍して支援を受けている児童生徒の保護者には、障がい受容ができていなかったり、進路の見通しをもてていない場合もある。  
 通常学級に在籍して支援を受けている児童生徒についても、できるだけ早期から保護者と話し合いをもつなどの支援が必要と思う。  
 子どもの将来について必要な情報を提供でき、子どもや保護者と一緒に将来について考えられるだけの力を教員がもつことが必要だろう。  
 雲南圏域に高等部分教室設置の強い要望がある。すべての人の理解啓発を進めるためにも、設置は重要なことだと考える。



### 支援員制度の活用

支援員制度は配置の趣旨を踏まえた活用をする必要がある。

#### 効果的な活用がなされているケース

支援員の職務（「子ども支援」という目的、勤務条件等）を、校内の教職員が理解している。具体的な支援内容や方法が、学級担任等と支援員間で共通理解できている。

#### 活用に配慮が必要なケース

支援内容が、支援員任せになっている。支援員の職務以外の内容が行われている（まるつけや教材準備等）。手厚すぎる支援が、適正就学の妨げになっている（「支援員が付けば、何とか通常学級でやっつけていける」という保護者の心情）。

低学年への配置を重視し、徐々に自分のできるよう支援を少なくしていくという方向性をもつ（雲南市、飯南町）。

支援員配置の要望を慎重に吟味し、より必要性の高いところから配置する（全市町）。

学校（教員）は、自校でできる努力を一層すすめて、支援員制度の有効活用を図る必要がある。  
 ・授業改善、環境改善を工夫する。  
 ・支援員との適切な連携を図る。

### 異校種間の連携

異校種間には、つなぎのためのより細やかな工夫が必要である。

#### 【保育所と小学校】

役場内の担当課が部署を超えて情報提供を可能にすることが大切だ。

顔の見える関係づくりをしておくこと連携がとりやすい。

・小学校と保育所の管理職間で ・保健師と教育委員会間で ・保育所の特別支援教育コーディネーターと小学校間で ・通級担当者と教育委員会や小学校間で  
 「相談支援ファイル『あゆみ』（斐川町）」や「出雲市子ども支援ファイル（出雲市）」が有効に使えるようだ。

#### 【幼稚園と小学校】

小学校通級指導教室担当者が、幼児の状況を情報提供し、小学校にうまくつなげているケースもある。

#### 【小学校と中学校】

中学校区特別支援教育推進協議会をもち、校区ごとに小中合同で研修会を実施するなど連携を図っている。（出雲市）

小中間の引き継ぎの会議には、通級指導教室担当者も加わるとよりよい。

#### 【中学校と高等学校】

小学校で支援を受け、中学校では支援の必要性が無くなった生徒が、高等学校で再び支援を必要とするケースでは情報が途切れて伝わらない場合もあり、対応が必要である。

システムとしての引き継ぎ方法を確立しないとイケない。

